

環境の保全の見地から提出された意見の概要及び当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見は、1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要及び当社の見解は、以下のとおりである。

1. 水環境

意見の概要	当社の見解
<p>今回の出力変更に伴い温排水の拡散範囲の拡大を余儀なくされ、それにとまなう環境影響評価方法書について、予測される拡散範囲（泊漁協漁業権内）の海域部の調査を実施して頂きたい。</p>	<p>海域における水温，流向及び流速，海域に生息する動植物の調査範囲につきましては，今回計画しました当社1・2号機に加え，先行して運転を開始する予定の東北電力(株)東通1号機を考慮した合計3基分の温排水拡散推定範囲を包含する範囲としております。</p> <p>泊漁協漁業権内の海域には，温排水による影響が及ぶおそれはないものと考えられることから，環境影響評価に係る調査を実施する必要はないものと考えております。</p>